

公告中の案件に関する質問及び回答

| | |
|-------|---|
| 質問日 | 令和7年6月13日 |
| 発注機関 | 奈良森林管理事務所 |
| 事業名 | 畝傍山国有林外森林景観・植生回復事業 |
| 公告日 | 令和7年6月11日 |
| 開札日時 | 令和7年7月4日 |
| 質問の内容 | 本事業を実施するにあたり、伐採したタケについて、「切り倒しでよいのか?」「玉切り集積」「搬出」などの伐採後の事後措置はどのように対応すればよろしいでしょうか? |
| 質問の回答 | 伐採した竹については、仕様書1(5)において景観に配慮した作業に努めることとしていることから、国有林外に流出することがないように留意し、その場に安定した状態で集積してください。 なお、やむを得ず沢等へ伐倒した竹は、仕様書2(2)に記載のとおり、必ず沢等から取り除いてください。 |

問合せ先：奈良森林管理事務所 総務グループ

電話：050-3160-6150 Eメール：nyusatsu_nara@maff.go.jp